

令和8年度版

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛 産地支援事業の手引き



酪農・肉用牛経営の持続的な発展を図り、国際情勢等に影響を受けやすい輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料を生産する取組等を支援します。

農林水産省

目次

○ 事業への参加要件

支援対象者	1
酪農・肉用牛経営者の参加要件	2
対象牛1頭当たりの飼料作物作付面積の確保	3
酪農経営と肉用牛経営の両方を経営している場合	4
（参考）農作業受託地・契約栽培地	5
クロスコンプライアンス	6

○ 支援対象となる取組及び支援内容

支援対象となる取組及び支援内容	13
1. 良質な飼料生産の取組方法	14
飼料生産計画（5か年及び各年）の作成例	15
飼料生産計画の作成手順	17
同じ作付地で重複して実施することが可能な取組	19
1) 栄養収量の高い草種等への変更	20
2) 早晩品種の組み合わせ・マルチ栽培の導入	21
3) マメ科等の混播・追播	22
4) 二毛作又は二期作の導入	23
5) 良質な二番草・三番草の生産	24
6) 適切な草地更新による地力の改善	25
7) 集約放牧による牧草生産性向上	26
2. 飼料の有機栽培	27
飼料生産組織として参加する場合	28

○ 事業への参加手続

参加の手順・手続	29
取組実施状況の確認と証拠書類等の保管	30
他の補助事業と併用する場合の注意事項	32
問い合わせ先	33

支援対象者

■ 支援対象者

- ◆ 地域の酪農経営者、肉用牛経営者等で組織された**団体***（以下、「地域協議会」という。）を支援対象とします。
- ◆ 運営や取組の実施体制に応じて、市町村、農業者団体等を含めることが可能です。

<地域協議会の会員の例>

- 酪農経営者
- 肉用牛経営者
- 乳用育成牛経営者
- TMRセンター
- 市町村
- 農業協同組合 等



※農業協同組合等の農業者団体やクラスター協議会等の**既存の協議会**でも可

■ 地域協議会の事業参加要件

- ① 組織及び運営についての規約を定めていること
- ② 運営を行うための事務局を設置していること
- ③ 適切に事業を実施できる体制を有すること



ポイント POINT

- ✓ 事業への申請手続、取組計画の作成、取組の実施及び進捗確認を行うことが必要です。
- ✓ 交付金の活用方法を規約等に定め、定めた方法に従い会計処理を行うことが必要です。
- ✓ 交付金を受領する口座は、**組織名義又は代表者名義**とし、**収支の確認**ができることが必要です。

<交付金の活用方法>

地域協議会は、交付金を酪農・肉用牛経営者等に配分するほか、飼料生産にかかる共同の取組や本事業の実施に係る経費に充当することが可能です



- ④ 環境負荷低減の基本的な取組を実施していること

「みどりチェック」チェックシートを提出することが必要です。

詳細はp 6 を参照

酪農・肉用牛経営者の参加要件

事業に参加する酪農・肉用牛経営者等の要件

① **酪農経営者**は、事業実施年度を通して**生乳を出荷**していること

4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降継続して生乳出荷があること。

② **肉用牛経営者**は、事業実施年度に継続して牛を飼養し、年度内に**牛の出荷・販売実績**があること

肉用牛経営者には、未經産の乳用牛のみを飼養している経営者を含みます。4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降継続して牛を飼養していること。

③ ①の**酪農経営者**又は②の**肉用牛経営者**で組織された**飼料生産組織**は、

- ✓ 法人の場合は、農地所有適格法人であること
- ✓ 任意の集団の場合は、以下の内容について取り決めた規約を有しており、飼料生産の作業の共同化を図り、共同化に係る経理を一元化していること

<規約に取り決める事項>

- ・ 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ・ 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ・ 集団の会計処理に関する事項



④ **酪農経営者**、**肉用牛経営者**及び**飼料生産組織**は、牛1頭当たりの飼料作物作付地を基準面積以上確保していること

(詳細はp3を参照)

(基準面積：北海道で40a/頭、都府県で10a/頭)

⑤ **酪農経営者**、**肉用牛経営者**及び**飼料生産組織**は、クロスコンプライアンスを満たしていること (詳細はp6を参照)

- ✓ 環境負荷低減の取組を実施していること
- ✓ 配合飼料価格安定制度の加入要件を満たしていること
- ✓ 生乳需給安定への取組を実施していること



(自社で加工・販売を行う場合)

自ら生乳を生産・加工・販売していることが証明できる資料があれば出荷要件を満たしていると判断できます。

対象牛1頭当たりの飼料作物 作付面積の確保

ア 飼料作物作付延べ面積



≥

イ 対象牛の飼養頭数



基準面積

北海道：40 a / 頭

都府県：10 a / 頭

10 a 未満は切捨て

例えば北海道で、対象牛1頭あたりの飼料作物作付面積が39.9a/頭の場合は事業に参加できません

ア 飼料作物作付延べ面積とは？

◆ 事業年度に飼料作物を作付・収穫している下表の農地又は採草放牧地の延べ面積であり（放牧に供している作付地は、収穫しているとみなします）、単年生飼料作物の場合は、二期作、二毛作の2作目まで対象となります。永年生飼料作物の2番草、3番草は対象外となります。

◆ 公的機関等の書類により面積が確認できることが必要です。

表：対象となる農地又は採草放牧地※

自己所有地	飼料作物作付地	ア 飼料作物作付延べ面積
借地		
農作業受託地		
耕種農家との契約栽培地		
単年生飼料作物の二期作・二毛作の2作目の作付地		

※作付・収穫（放牧を含む）を行っていない土地は対象となりません。

イ 対象牛の飼養頭数とは？

◆ 牛個体識別台帳に4月1日時点で登録されている以下の牛の頭数です。

- ① 酪農経営者
満24か月齢以上の乳用雌牛、満7か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛
- ② 肉用牛経営者
満7か月齢以上の牛（品種・雌雄は問いません）

◆ ただし、4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等の場合は、9月30日時点の頭数とします。



ポイント 家畜改良センターへの飼養牛の届け出を適切に行っていることが必要です。

酪農経営と肉用牛経営の両方を 経営している場合


パターンA

農場の地番や管理者が異なり
牛个体識別管理者番号が異なる



酪農経営と肉用牛経営で分けて、
2つの経営として事業に参加

- ✓ 作付地は、乳用牛と肉用牛の給与割合に従って、酪農経営と肉用牛経営に分けてください。
- ✓ TMRセンターを利用している場合は、粗飼料割合も考慮の上で、乳用牛と肉用牛の給与割合に応じて、作付地を酪農経営と肉用牛経営に分けてください。

 **ポイント POINT** 飼料生産記録と給与記録を保存する必要があります

【例 作付地の分け方】



90 : 10

(ロール数、体積、重量の比等)

作付地 = 90 ha : 10 ha

パターンB

同一農場内で飼養しており、
牛个体識別管理者番号が同じ



肉用牛も含む酪農経営として
事業に参加

- ✓ 飼養頭数は、24か月齢以上の乳用雌牛と7か月齢以上の肉用牛が対象となります。

 **ポイント POINT**

- 牛个体識別管理者番号が共通の場合であっても、生産した飼料の給与量等を乳用牛と肉用牛に分けることができる場合は、パターンAに準じて、酪農経営部分と肉用牛経営部分を分け、要件を満たす部分のみ（例えば酪農経営部分のみ）で事業に参加することが可能です。
- 例えば酪農経営部分のみとする場合、飼養頭数は、24か月齢以上の乳用雌牛頭数、飼料生産計画に含めることができる作付地は、乳用雌牛に給与している飼料作物を生産している作付地のみとなります。

(参考) 農作業受託地・契約栽培地

■ 農作業受託地とは？

- ◆ 農地の所有者（委託者）から農作業の委託を受けて、飼料作物を作付・収穫を行った農地又は採草放牧地



ポイント 以下の事項を約した**契約書が必要**です。

なお、**委託者と受託者の両者が、同じ土地をそれぞれの飼料作物作付地に重複して算入することはできません。**



- 1 受託者は、基幹的な作業※の全てを委託者から受託し、自ら作業を行うこと
- 2 受託者は、生産した飼料作物（委託者に所有権があると判断できるもの）を①委託者から買い取る又は、
②委託者から販売を受託して第三者に対して販売すること
- 3 受託者は、委託者から農作業受託の対価（委託料等）を受け取ること
（受託者が生産した飼料作物や、生産した飼料作物を第三者へ販売した利益を対価とすることも可）

※「基幹的な作業」は耕起・整地、施肥、播種、収穫、乾燥・調製の全ての作業を言います。

■ 契約栽培地とは？

- ◆ 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを契約した農地又は採草放牧地



ポイント 以下の事項を約した**契約書が必要**です。



- 1 耕種農家やコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること
- 2 酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等またはコントラクター等が行う役務もしくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと（現物を対価とすることも可）

注)

- ✓ 対価を支払ったことが確認できるよう、領収書等（現物の場合は、受取量、受取日時、署名のある確認表等）を保管する必要があります。
- ✓ 公的書類等により作付面積が確認できる必要がありますので、契約時に確認してください。

クロスコンプライアンス①

■ 環境負荷低減の取組の実施

- ◆ 「みどりの食料システム戦略」においては、政策手法のグリーン化の取組として、施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくこととしています。
- ◆ 環境負荷低減の基本的な取組を実施していることが事業参加への要件となりますので、各取組の具体的な内容や確認ポイントが記載された解説書を読み、「みどりチェック」チェックシートを用いて、取組状況を確認してください。



「みどりチェック」の取組内容の解説書はこちら

<農林水産省ウェブサイト>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

■ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

- ◆ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、同制度への**継続加入等が事業参加への要件**となります。
- ◆ ①配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び②配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約について、以下の（１）から（４）のいずれかに該当する必要があります。

- （１）事業実施年度の前年度において契約を締結している者が、引き続き事業実施年度において契約を締結していること。
- （２）新たに事業実施年度から契約を締結している者であること。
- （３）前年度及び事業実施年度とも契約を締結していない者であること。
- （４）前年度は契約をしていたが、事業実施年度は契約を締結しない者にあっては、配合飼料の給与を完全に中止していること。

クロスコンプライアンス②

■ 生乳需給安定の取組の実施

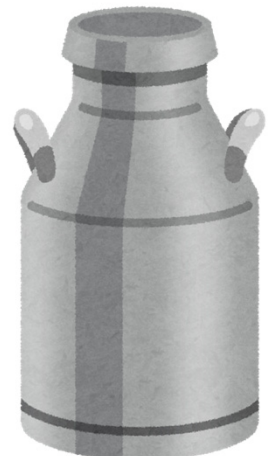
- ◆ 生乳需給の安定のため、この事業の受益者となる酪農経営者（沖縄県又は伊豆諸島は除く）は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）に規定する要件を満たすことが事業参加への要件となります。
- ◆ 事業の申請月の属する四半期の前々四半期末までの12か月分の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していることが、要件となります。
- ◆ ただし、令和8年12月以前に申請する場合は、令和7年10月分以降の実績が確認対象となります。具体的には、
 - ① 令和8年1月～3月は、令和7年10月分
 - ② 令和8年4月～6月は、令和7年10月～12月分
 - ③ 令和8年7月～9月は、令和7年10月～令和8年3月
 - ④ 令和8年10月～12月は、令和7年10月～令和8年6月の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していると確認できることが要件となります。

<生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口>

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html

<農林水産省ウェブサイト>

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>



みどりチェック(畜産経営体向け)

「みどりチェック」 チェックシート (畜産経営体向け)

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ ※和牛生産を行っている場合(該当しない□) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない□) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯ ※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

みどりチェック(地域協議会向け)

「みどりチェック」 チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

解説書

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
<input type="checkbox"/>	⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑥	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑦	資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

生乳クローンに係るチェックシート (酪農経営者向け)①

1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
エ 申請者名(法人の場合は法人名を記載)	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数(令和 年 月末)	頭
ケ 別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の 右欄に掲げる月の全取引乳量 (令和 年 月分)	kg

別表：補助金の申請を行う月ごとの拠出金の実績の確認を行う期間及び全取引乳量を記入する対象となる月

補助事業の申請を行う月	対象期間	全取引乳量を記入する対象となる月
4月から6月まで	前年1月から前年12月まで	前年12月
7月から9月まで	前年4月から当年3月まで	当年3月
10月から12月まで	前年7月から当年6月まで	当年6月
1月から3月まで	前々年10月から前年9月まで	前年9月

注：令和8年1月から3月までに申請を行う場合には、令和7年10月分の全取引乳量を記入すること。

生乳クロコンに係るチェックシート (酪農経営者向け)②

2 生産した生乳の取引先 (チェックボックスにチェックしてください。)

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者^ニに全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ

ス 自家加工等^ニに全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項 (チェックボックスにチェックしてください。)

セ 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業^ニに対して、当該事業を運営管理する認定運営団体等が定める単価や拋出方法等に従い、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる対象期間^ニの自らの全取引乳量 (複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計) に応じた拋出金の納付を行いました。

※ 令和8年1月から3月までに申請を行う場合には令和7年10月。令和8年4月から12月までに申請を行う場合には令和7年10月から別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる全取引乳量を記入する対象となる月までの期間

ソ 以下の(1)～(3)の内容について、同意します。

(1) 農林水産省や(独)農畜産業振興機構(同機構が実施する補助事業に限る。以下同じ。)、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき拋出金を納付していることが分かる伝票(乳代精算書、領収書、請求書等)を提出すること。

(2) 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

① 本チェックシートで申告された情報を取得すること。

② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において本チェックシートで申告された情報を利用すること。

③ 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等や当該認定運営団体等に拋出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拋出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること。

(3) 生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。

生乳クロコンに係るチェックシートリスト (地域協議会向け)

生産者No.	申請年月日	申請する補助事業名	牛の個体識別システム農家コード(10桁)	生産者氏名(法人の場合は会社名)	その他取引先の有無	郵便番号	都道府県	市町村	市町村以下の住所	経産牛飼養頭数(頭)	補助事業申請月の3か月前の全取引乳量(kg)	確認事項への同意
記入例	R〇. 〇. 〇	飼料生産基盤立	123456789	農林 太郎	無	100-8950	東京	千代田区	霞ヶ関1丁目2番1号	60	50,000	〇
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												



支援対象となる取組・支援内容

1. 良質な飼料生産

取組内容の詳細は p 20～26

- ◆ 地域の飼料生産計画（5 か年）を作成し、**良質な飼料の生産を拡大する取組**を実施
- ◆ 交付金単価※¹
15,000円／ha以内（0.1ha未満切り捨て）
- ◆ 交付対象面積※²
地域の飼料生産計画（5 か年）に基づき飼料作物の作付及び収穫を行った**飼料作物作付地**

注）本事業では、二期作又は二毛作の2作目の面積は含まれません。

2. 飼料の有機栽培（1 との重複は不可）

取組内容の詳細は p 27

- ◆ 地域の有機栽培計画を作成し、**飼料作物の有機栽培**を実施
注）有機JAS認証の取得を求めるものではありません
- ◆ 交付金単価※¹
 - ① **牧草：15,000円／ha以内**（0.1ha未満切り捨て）
 - ② **青刈りとうもろこし等[#]：45,000円／ha以内**（0.1ha未満切り捨て）
[#]子実とうもろこし、ソルゴー（グラスタイプを除く）
- ◆ 交付対象面積
有機栽培計画に基づき飼料作物の作付及び収穫を行った**飼料作物作付地**

注）**同じ作付地への支援は最大3年間**

本事業では、二期作又は二毛作の2作目の面積は含まれません。

※1：作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し、交付単位面積に係数を乗じて交付。

150ha超300ha以下の部分：1ha×2.0、300超の部分：1ha×2.8

※2：肉用牛経営者の場合は、1経営体当たり10haまでを上限とする。

1. 良質な飼料生産の取組方法

< 1 > 地域の飼料生産計画の作成

地域協議会は、以下の（１）及び（２）を満たす５か年の飼料生産計画を作成

（１）基礎取組

飼料生産計画に参加する**全ての酪農経営者及び肉用牛経営者の作付地を対象として、以下の取組を実施する計画**とすること。

< 基礎取組 >

- ア 効果的な施肥及び土壌改良のための土壌分析や堆肥分析
(例：地域で毎年〇件実施)
- イ 良質な飼料を適切に調製・利用するための飼料の成分分析
(例：サイレージの調製の注意事項を定めて実施)

（２）選択取組（各取組の詳細は p 20～26）

ア 飼料生産計画に参加する**全ての酪農経営者、肉用牛経営者及び飼料生産組織が、選択取組から２つ以上選択して実施すること**。ただし、４年目以降に参加する場合は、１つの取組でも可とする。

< 選択取組 >	取組ポイント
1 栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	1 又は 10
2 早晚品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	1
3 マメ科等の混播・追播の導入	5
4 二毛作又は二期作の導入	4 又は 6
5 良質な二番草・三番草の生産	1
6 適切な草地更新による地力の改善	3
7 集約放牧による牧草の生産性向上	3

イ 各年の**計画のポイント**が**基準ポイント以上**

5か年で100ポイント以上となるよう、飼料生産計画を作成すること

基準ポイント	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	15	35	55	75	100



< 計画ポイントの計算方法 >

計画ポイント = 取組の取組ポイント × **取組面積の割合 (%)**

取組面積の割合 (%) = $\frac{\text{取組を実施した面積}}{\text{飼料生産計画の飼料作付面積}} \times 100$

< 2 > 都道府県に飼料生産計画の内容確認を受ける

飼料生産計画(5か年)の作成例



飼料生産計画(5か年)の計画ポイントは、合計100ポイント以上とする必要があります

地域協議会名：●●地域協議会

参加農家戸数：10戸

飼料生産計画の合計作付面積：1,190ha ア

取組内容 (選択取組)		イ 取組 ポイント	ウ 取組 面積 (ha)	エ (ウ/ア)×100 取組面積の 割合	イ×エ 計画ポ イント	取組 方法	
1	栄養収量の高い 草種への変更	① 優良な品種の牧草へ 変更	50	4.2%	4.2	具体的な取組方法を記載	
		② 牧草から青刈りとう もろこしへ変更	10	-	-		
		③ イネ科牧草からマメ 科牧草へ変更	10	-	-		
2	早晩品種の組合せ・マルチ栽培の導入	1	-	-	-		
3	マメ科等の混播・追播の導入	5	20	1.7%	8.4		
4	二毛作・二期作 の導入	① 1年の間に同じ土地 で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を 栽培・収穫	4	-	-		-
		② 1年の間に同じ土地 で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	6	-	-		-
5	良質な二番草・三番草の生産	1	1,000	84.0%	84.0		
6	草地更新による地力の改善	3	20	1.7%	5.0		
7	集約放牧による牧草生産性向上	3					

100ポイント以上

<具体的な取組方法の記載例>

計画ポイントの合計 **101.6**

1：草種（品種）を〇〇から●●県優良品種リストの◆◆へ変更
2：早生品種〇〇、晩生品種〇〇、〇〇をマルチ栽培
3：マメ科品種〇〇を〇%混播、〇〇牧草地にマメ科品種〇〇を追播等
4：〇〇ととうもろこし品種〇〇との二毛作を実施 とうもろこし品種〇〇の二期作を実施
5：〇〇マニュアルに基づき、二番草前に施肥し、適期に収穫
6：〇〇マニュアルに基づき、表層攪拌法により簡易更新
7：〇〇マニュアルに基づき、集約放牧を行う (放牧期間〇月～〇月、〇頭、区画数〇(〇ha)等)

飼料生産計画(各年)の作成例



各年の計画ポイントは、**基準ポイント以上**とする必要があります

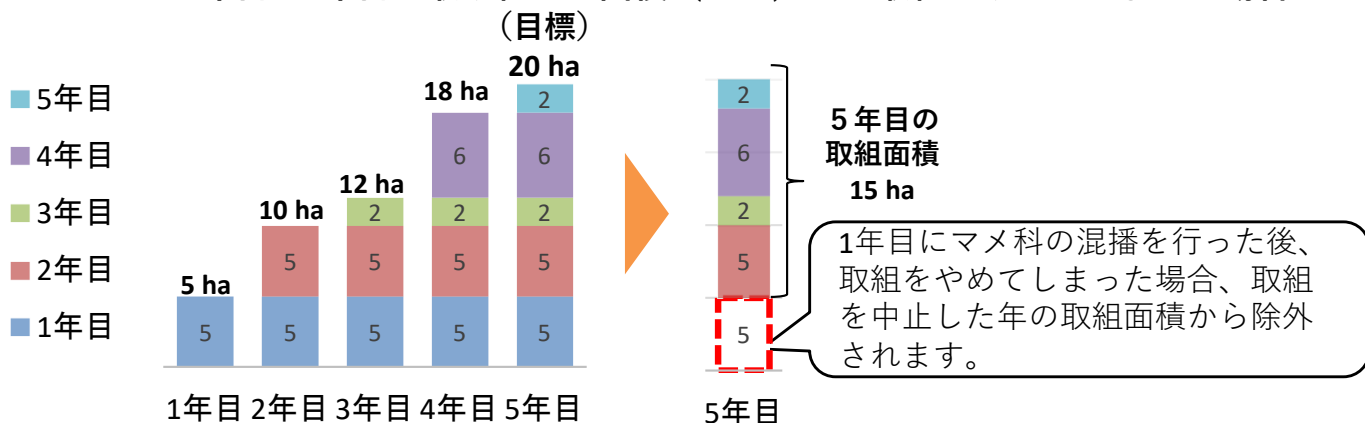
事業への参加1年目は、「1年目」の欄まで作成
参加2年目は、「2年目」の欄まで作成

選択取組	取組面積 ha (計画ポイント)					
	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1 栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	50 (4.2)	10 (0.8)	20 (1.6)	30 (2.5)	40 (3.3)	50 (4.2)
3 マメ科等の混播・追播の導入	20 (8.4)	5 (2.1)	10 (4.2)	12 (5.0)	18 (7.5)	20 (8.4)
5 良質な二番草・三番草の生産	1,000 (84)	200 (16)	500 (42)	700 (58.8)	1,000 (84)	1,000 (84)
6 草地更新による地力の改善	20 (5.0)	—	10 (2.5)	10 (2.5)	15 (3.7)	20 (5.0)
各年の合計計画ポイント	(101.6)	(18.9) IIV	(50.3) IIV	(68.8) IIV	(98.5) IIV	(101.6) IIV
各年の基準ポイント		15	35	55	75	100

注) 計画ポイントは、少数第2位以下を切り捨てします (例) 1.25ポイントは、1.2ポイント

- 播種から収穫までの作業が年度を越える場合、主な作業を行う年度に取組面積を算入します
- 5か年計画の途中で取組を中止した場合は、以下の例のように中止した年の累計取組面積から除外されます (離農等により参加を取りやめた場合も同様)

【例】「3 マメ科等の混播・追播の導入」を5か年で20ha取り組む目標を立て、5年目に1年目で取り組んだ面積 (5 ha) にて取組をやめてしまった場合



飼料生産計画の作成手順①

ステップ1 参加者の5か年計画を行う面積を確認しましょう

参加者Aの場合



飼料生産状況の概要

- ① 牧草地(永年生牧草) : 95 ha
- ② 畑 (青刈りとうもろこし): 5 ha

5か年計画を行う面積

100 ha
 (=95+5)
 (=① 牧草地 + ② 畑)



飼料作物作付地（自己所有地等の農地又は採草放牧地）のうち**事業実施年度内に作付け及び収穫を行う面積**を5か年計画に含めることができます。

ステップ2 参加者の選択取組の内容を決めましょう

○ 参加者Aの取組に対する考え

- ・ 牧草地主体で飼料を生産しているから、「二番草・三番草の生産」をメインに取り組みたい！
- ・ 雑草が増えてきた土地があるから、3年目に草地更新に取り組みたい！

○ 参加者Aの選択取組の内容

- 5 良質な二番草・三番草の生産 (取組ポイント:1ポイント)
- 6 草地更新による地力の改善 (取組ポイント:3ポイント)



地域の飼料生産計画（5か年計画）に参加する**全ての酪農経営者、肉用牛経営者及び飼料生産組織**が、選択取組（p14（2）参照）から**2つ以上**選択して実施することが必要です。

ステップ3 参加者の各年の取組面積を決めましょう

- ・ 参加者Aが5か年計画を行う面積は、**100 ha**
- ・ 二番草・三番草の生産は、**毎年、すべての牧草地(草地更新を行う農地以外)**で取り組む
- ・ 3年目に**5ha**を草地更新して、**草地更新後の翌年からは、二番草・三番草の生産にも**取り組む

○ 参加者Aの取組面積（単位：ha）

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95	90	90	90	95	95
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100
6 草地更新による地力の改善	5	0	0	5	5	5
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100

飼料生産計画の作成手順②

ステップ4 参加者の各年の取組面積の割合を確認しましょう

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95	90	90	90	95	95
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100
6 草地更新による地力の改善	5	0	0	5	5	5
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100

×100

○ 参加者Aが5か年計画を行う面積に占める取組面積の割合（単位：％）

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95.0	90.0	90.0	90.0	95.0	95.0
6 草地更新による地力の改善	5.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0

ステップ5 参加者の各年の計画ポイントを確認しましょう

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産 取組ポイント：1ポイント	95.0 × 1	90.0 × 1	90.0 × 1	90.0 × 1	95.0 × 1	95.0 × 1
6 草地更新による地力の改善 取組ポイント：3ポイント	5.0 × 3	0.0 × 3	0.0 × 3	5.0 × 3	5.0 × 3	5.0 × 3

○ 参加者Aの5か年計画の計画ポイント

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95.0	90.0	90.0	90.0	95.0	95.0
6 草地更新による地力の改善	15.0	0.0	0.0	15.0	15.0	15.0

ステップ6 参加者の5か年計画を地域協議会で調整しましょう

参加者Aさんの5か年計画

参加者Bさんの5か年計画

参加者Cさんの5か年計画

⋮



地域協議会の
飼料生産計画



地域協議会内の各参加者の5か年計画を調整して、地域協議会の飼料生産計画を作成します。

同じ作付地で重複して実施することが可能な取組



同じ作付地で重複して実施できる取組は1年間に2つまで

●: 重複して実施することが可能な取組の組み合わせ

	1			2	3	4		5	6	7
	① 優良な品種の牧草へ変更	② 牧草から青刈りとうもろこしへ変更	③ イネ科牧草からマメ科牧草へ変更	早晚品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	マメ科等の混播・追播の導入	① 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫	② 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	良質な二番草・三番草の生産	適切な草地更新による地力の改善	集約放牧による牧草生産性向上
1	① 優良な品種の牧草へ変更			●	●			●	●	●
	② 牧草から青刈りとうもろこしへ変更			●						
	③ イネ科牧草からマメ科牧草へ変更								●	
2	●	●						●	●	●
3	●							●	●	●
4										
5	●			●	●				●	
6	●		●	●	●			●		●
7	●			●	●				●	

1) 栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更

取組の内容

① 牧草から高栄養・高収量の牧草への変更

牧草を栽培していた土地で、新たに都道府県が奨励・認定等をしている品種の牧草を栽培
注) 同じ草種で品種を変更することも可能です

② 牧草から青刈りとうもろこし等へ変更

牧草を栽培していた土地で、新たに都道府県が奨励・認定等をしている品種の青刈りとうもろこしを栽培

③ イネ科牧草からマメ科牧草への変更

イネ科牧草やイネ科飼料作物を栽培していた土地で、新たに都道府県が奨励・認定等をしている品種のマメ科牧草を栽培

取組ポイント

①：1ポイント、②及び③：10ポイント

留意事項

- ◆ 牧草には、飼料用麦やソルゴー（グラスタイプ）が含まれます。
- ◆ 青刈りとうもろこし等には、子実とうもろこし、ソルゴー（グラスタイプを除く）が含まれます。
- ◆ 変更前の飼料作物種・品種が確認できる作付記録や写真等が必要です。永年牧草地であり、播種記録がない場合は、前回播種した年と現状の植生状況を記録してください。
- ◆ 食用作物から飼料作物に変更した場合は、取組の対象外です。
- ◆ 現在、都道府県が奨励・認定等をしている品種を栽培している場合であっても、別の奨励・認定等がされている品種に変更する場合は、取組の対象となります。
- ◆ 変更後の飼料作物種・品種は、都道府県によっては上記に示した品種以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 取組実施年度に播種を行う飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 栄養収量の高い飼料作物や草種に変更した後、飼料生産計画（5か年）の期間中に元の飼料作物に戻したり、食用作物に変更した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。

2) 早晩品種の組み合わせ栽培や マルチ栽培の導入

取組の内容

収穫適期を分散させるため、地域にあった早生・中生・晩生品種等を組み合わせた栽培又は、地温維持による生育促進のため、青刈りとうもろこし等のマルチ栽培を実施

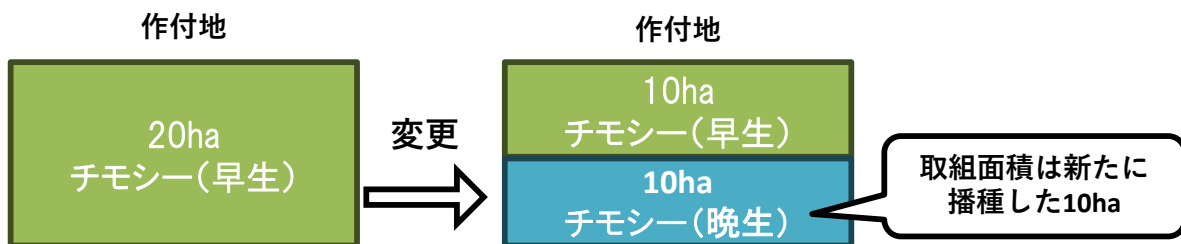
取組ポイント

1 ポイント

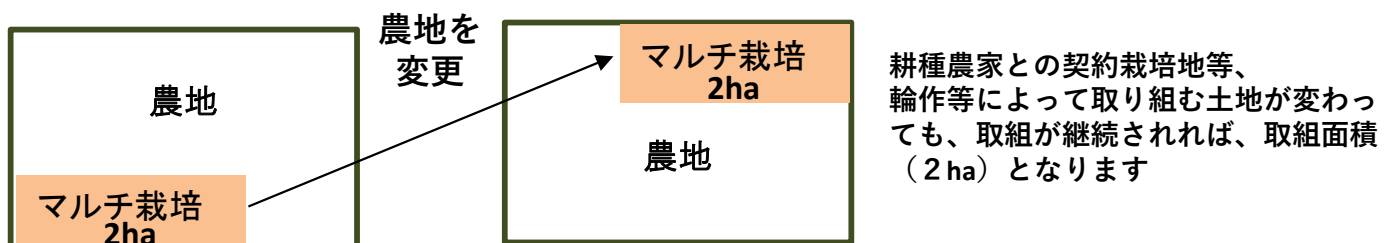
留意事項

- ◆ 異なる飼料作物品種（例：チモシーとオーチャード）で早晩品種を組み合わせる場合も、取組の対象となります。
- ◆ とうもろこしでは、収穫期（早晩性）の異なる品種を組み合わせることで取組の対象となります。
- ◆ 早晩品種の組み合わせ栽培に取り組む場合は、組み合わせる飼料作物種・品種が確認できる作付記録や写真等が必要です。
- ◆ 食用作物と組み合わせた場合は、取組の対象外です。
- ◆ 都道府県によっては奨励・認定等がされている品種以外にも認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 取組実施年度に播種やマルチ栽培を行う飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、単一の品種に戻したり、マルチ栽培を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。
- ◆ 輪作により、別の農地で早晩品種を組み合わせた栽培やマルチ栽培が継続実施される場合は、その実施面積が取組面積となります。

【例】早晩品種の組み合わせ



【例】マルチ栽培



取組の内容

イネ科牧草を主体に栽培していた土地で、都道府県が推奨する方法でマメ科牧草の混播・追播を実施

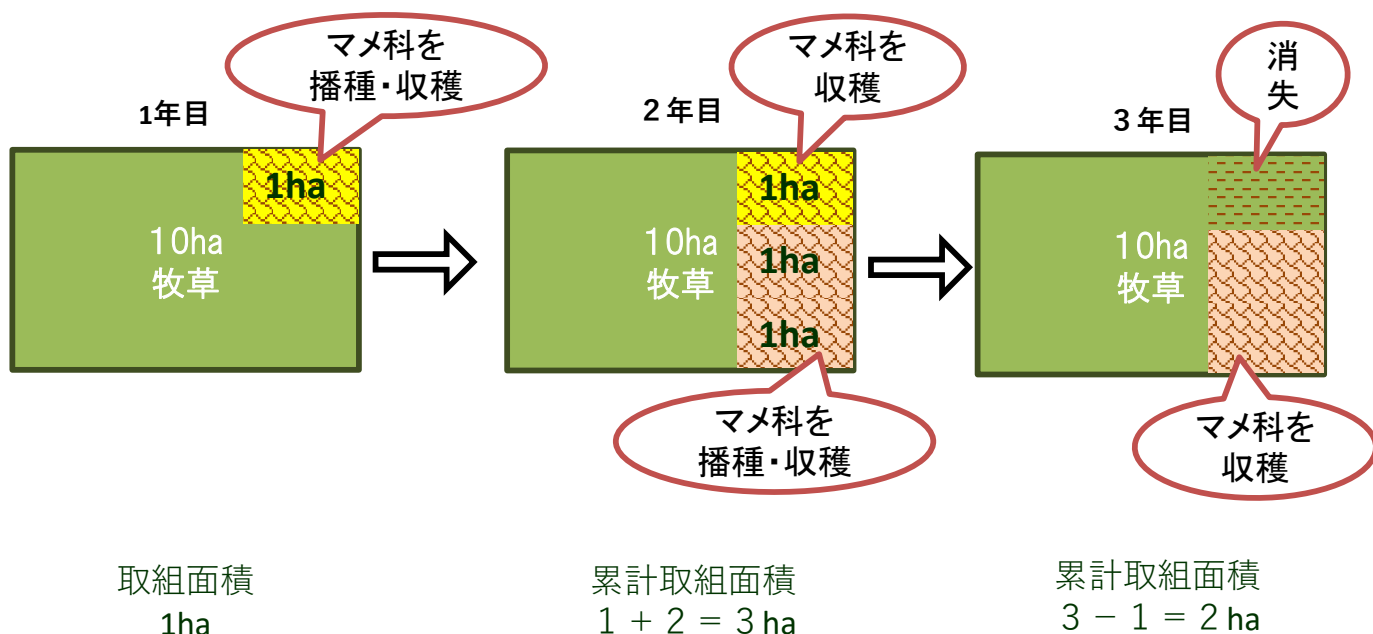
取組ポイント

5 ポイント

留意事項

- ◆ 都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 取組実施年度に播種を行う飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、マメ科牧草が消失した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されますので、追播も含めて適切に維持管理する必要があります。

【例】マメ科の追播



4) 二毛作と二期作の導入

取組の内容

① 牧草と青刈りとうもろこし等の二毛作を実施（4ポイント）

1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこし等と他の飼料作物を栽培・収穫する

② 青刈りとうもろこし等の二期作を実施（6ポイント）

1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこし等を2回栽培・収穫する

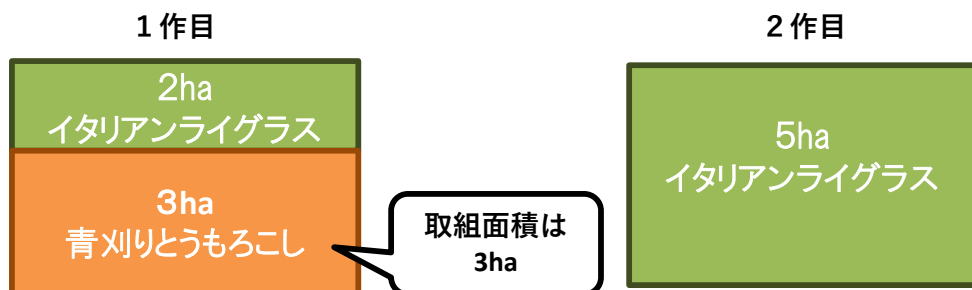
取組ポイント

①：4ポイント、②：6ポイント

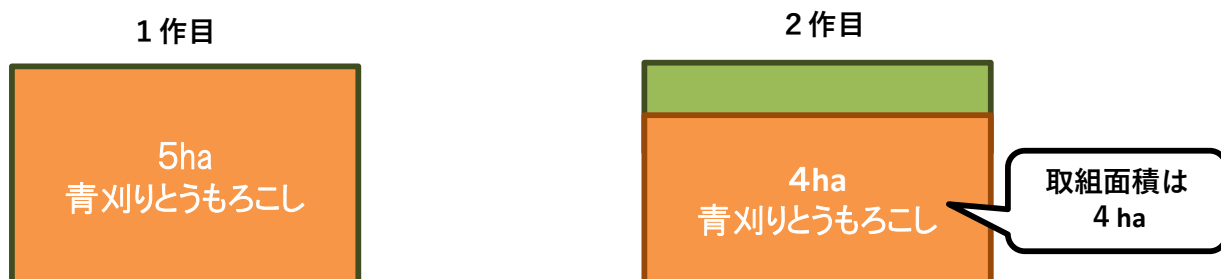
留意事項

- ◆ 「青刈りとうもろこし等」には、子実とうもろこし、ソルゴー（ググラスタイプを除く）が含まれます。
- ◆ ①二毛作の場合は、事業実施年度に青刈りとうもろこし等を作付した飼料作物作付地の面積、②二期作の場合は、青刈りとうもろこしを2回作付した飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 牧草と青刈りとうもろこしの二期作を組み合わせている等、二毛作と二期作の両方に該当する作付地は、ポイントの高い二期作として扱います。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、二毛作又は二期作を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。
- ◆ 二毛作又は二期作で作付けする品種は、都道府県が定めた取組基準をご確認ください。定めがない都道府県については、品種は問いません。

【例】二毛作



【例】二期作



5) 良質な二番草・三番草の生産

■ 取組の内容

都道府県の推奨する方法で、一番草（二番草）の収穫前後に適切な施肥等を実施した上で、適切なタイミングで二番草（三番草）の収穫を実施

■ 取組ポイント

1 ポイント

■ 留意事項

- ◆ 都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 地域の土地や気候条件に合わせて、二番草まで収穫又は三番草まで収穫を行ってください。
- ◆ 事業実施年度に二番草又は三番草の収穫を実施した飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、二番草・三番草の収穫を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。

6) 適切な草地更新による地力の改善

■ 取組の内容

植生分析や土壌分析等の結果に基づき、**計画的な草地更新**を実施

■ 取組ポイント

3ポイント

■ 留意事項

- ◆ 簡易更新も対象となります。
- ◆ 都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている**都道府県が定めた取組基準**を参照してください。
- ◆ 草地更新を行い、飼料を作付けした飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 草地更新後、飼料生産計画（5か年）の計画期間中に飼料作物の作付けを中止した場合は、**取組面積及び計画ポイントから除外**されます。
- ◆ 耕種農家等との耕地交換した土地に、飼料作物を作付けた場合も取組の対象となりますが、飼料生産計画（5か年）の計画期間中に飼料作物の作付けを中止した場合は、**取組面積及び計画ポイントから除外**されます。

7) 集約放牧による牧草の生産性向上

■ 取組の内容

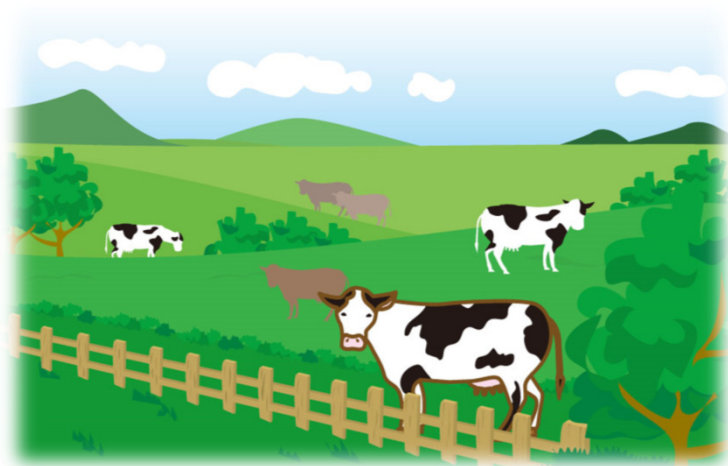
栄養価の高い短い草丈の牧草を効率的に利用するために、都道府県等の集約放牧のマニュアル等を参考に**放牧計画を作成し集約放牧を実施**

■ 取組ポイント

3ポイント

■ 留意事項

- ◆ **集約放牧**とは、草地と家畜の生産性を高めるため、**放牧に適した草種を安定的に牛に採食させる方法**（高栄養草種の利用、短草利用、複数の牧区を短期間で転牧させる方法と草量の過不足への対応などを組み合わせること）をいいます。
- ◆ **都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています**。農林水産省のウェブサイトに掲載されている**都道府県が定めた取組基準**を参照してください。
- ◆ **集約放牧を実施している面積が取組面積**となります。採草地は取組の対象外です。
- ◆ **放牧計画**には、**草種、区画数・面積、放牧頭数、放牧日数等**が含まれます。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に**集約放牧を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外**されます。



2. 飼料の有機栽培の取組方法

- ◆ 地域協議会は、以下の**有機栽培の要件**を満たした飼料生産を行う有機栽培計画を作成し、飼料作物の生産を実施

<有機栽培の要件>

- ア 化学肥料や化学合成農薬を使用していないこと
- イ 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ウ 播種・植付前2年間（多年生の場合は収穫前3年以上）、使用禁止剤を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること
- エ 有害動植物の防除を適切に実施していること
- オ 組換えDNA技術を利用しないこと
- カ 放射線照射を行わないこと

注) 有機JAS認証の取得は必須ではありません

- ◆ 有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培の取組について、「環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に規定する**環境負荷低減事業活動計画**又は**特定環境負荷低減事業活動計画の認定**（以下、「みどり認定」という）を都道府県より受けること

（みどり認定の手続については、都道府県にお問い合わせください。）

【例】有機栽培計画

飼料作物	取組面積 ha
とうもろこし(青刈り)	20
牧草	80



有機栽培の要件	取組内容(記載例)
ア 化学肥料や化学合成農薬を使用していないこと	・堆肥や緑肥等による土づくりを実施
イ 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること	・通常の栽培を行う作付地と有機栽培を行う作付地の間に緩衝地帯を設け、機械・器具の洗浄を行う
ウ 播種・植付前2年間(多年生の場合は収穫前3年以上)、使用禁止剤を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること	・3年前から使用禁止剤を使用していないほ場 ・今年から転換期間中のほ場で栽培
エ 有害動植物の防除を適切に実施していること	・中耕除草や手作業による除草を実施
オ 組換えDNA技術を利用しないこと	・組換えDNA技術をの利用していない種苗を利用
カ 放射線照射を行わないこと	・農場管理において放射線照射を行っていないことを確認し、記録する。

飼料生産組織で参加する場合



- ◆ 酪農・肉用牛経営者が直接の構成員となっている飼料生産組織として事業に参加する場合は、以下の考え方に従って参加要件の確認や取組の実施を行ってください。
- (1) 「対象牛1頭当たりの飼料作物作付面積」は、飼料生産組織及び構成員が作付及び収穫を行った飼料作物作付延べ面積の合計面積を、全ての構成員の対象牛を合計した頭数で除した面積となります。
- (2) 「良質な飼料生産」の取組の飼料生産計画においては、飼料生産組織として、2つ以上の選択取組を選択してください。
- (3) 「飼料の有機栽培」の取組においては、取組を行う各構成員がみどり認定を取得又は、飼料生産組織としてみどり認定を取得してください。
- (4) 交付対象面積は、飼料生産組織及び構成員が作付及び収穫を行った飼料作物作付地の合計面積となり、この面積に対して効率化係数を適用します。

【例】TMRセンターとして、飼料生産計画を行う場合

良質な飼料生産 (選択取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早晚品種の組み合わせ ・ 良質な二番草・三番草の生産 				
	TMR センター	酪農 経営者A	酪農 経営者B	肉用牛 経営者	合計
飼料作物作付 延べ面積	40ha	70ha	60ha	20ha	190ha
対象牛頭数	—	100頭	170頭	20頭	290頭
交付対象面積	40ha	70ha	60ha	10ha*	180ha

(2)
選択取組は
2つ以上選択

(1)対象牛
1頭当たり
の飼料作物
作付面積
65a/頭

(4)
150 haを超え
る部分(30ha)
には、効率化
係数が適用さ
れます。

※肉用牛経営の構成員は、1経営体当たり10haを交付対象面積の上限とする



TMRセンターを利用している場合であっても、**酪農経営又は肉用牛経営として、単独で事業に参加することが可能**です。

(単独で参加要件を満たす必要があります、詳細はp2を参照)

また、一部の構成員が単独で参加する場合は、飼料生産組織の対象牛頭数及び飼料作物作付(延べ)面積から単独で参加する酪農・肉用牛経営者の対象牛頭数と飼料作物作付延べ面積を除く必要があります。

参加の手順・手続き

原則として、④⑤の手続きは申請システムを利用して実施します。

③、④、⑤の具体的な申請期限については、地方農政局等にお問い合わせください。

① 地域協議会の設立

- ✓ 規約（代表者、組織、交付金の活用方法等）を定め事務局を設置
（既存の農業者団体や協議会で参加することは可能ですが、交付金の活用方法等については、別途、定めることが必要）

② 飼料生産計画・有機栽培計画の作成

- ✓ 計画参加者情報を作成
 - ・ 計画参加者は、事業参加に係る確認書（参加要件及び個人情報取扱いに関する同意）を地域協議会へ提出し、地域協議会が内容を確認してください
- ✓ 飼料生産計画又は有機栽培計画を作成

飼料の有機栽培を行う場合は、⑤交付申請までにみどり認定の取得が必要です

③ 都道府県へ飼料生産計画の確認依頼

- ✓ 都道府県へ飼料生産計画及び計画参加者情報を提出
 - 👉 都道府県から確認結果通知が届きますので保管してください

④ 地方農政局等へ参加申請（申請システム） [9月末まで]

- ✓ 都道府県からの確認結果通知を受領後、地方農政局へ参加申請を提出
 - 👉 地方農政局から審査結果が届きますので保管してください

⑤ 地方農政局等へ取組結果報告及び交付申請（申請システム） [2月末まで]


- ✓ 取組結果報告及び交付申請を地方農政局へ提出
 - ・ 計画参加者は、取組状況を地域協議会へ報告し、地域協議会は、計画参加者の取組実施状況を確認の上で取組結果報告書を作成してください
 - 👉 地方農政局から交付決定通知が届きますので保管してください

⑥ 交付金の活用（配分）

- ✓ 地方農政局から交付金を受領したら、交付金の活用方法に従い配分等を行い会計処理を記録

⑦ 関係書類の保管（申請書類、取組証拠書類等）

- ✓ ①から⑥までの手順の関係書類及び取組の証拠書類を、事業実施年度の翌年から5年間保存

 注) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合は、交付金を返還するとともに、翌年以降の参加を制限する場合があります。

取組の実施状況の確認と 証拠書類等の保管(1)

- ◆ 地方農政局、都道府県協議会等は、抽出で地域協議会の取組実施状況の確認を行います。また、必要に応じて、現地確認を実施することがあります。
- ◆ 地域協議会は、取組状況を説明するとともに、関係書類を提供してください。



取組実施の証拠書類等を5年間保存する必要があります

【保管する証拠書類等】

以下に示す書類等の他、必要に応じて、取組の実施状況が確認できる書類等を保管してください。



確認項目	保管すべき書類等
飼料作物作付面積	①面積を確認できる公的書類等（農地基本台帳等） ②作付状況を確認できる資料（作業日誌、写真等） ③契約書（農作業受託、契約栽培等の場合）
クロスコンプライアンス	①「みどりチェック」チェックシート ②配合飼料価格安定制度の契約書 ③生乳クロコンに係るチェックシート
出荷要件	①生乳や牛の出荷記録 ・伝票、生乳生産管理チェックシート等
基礎取組	①作業日誌、写真等②土壌分析結果、飼料分析結果等
栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	①作業日誌、写真等（播種日、収穫日等） ②新たに栽培する飼料作物種子の飼料作物種・品種等が確認できる資料（納品書等） ③変更前の飼料作物種・品種、植生状況（永年生牧草地の場合）等が確認できる資料、写真

取組の実施状況の確認と 証拠書類等の保管(2)

確認項目	保管すべき記録・資料
早晩品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	①作業日誌、写真等（播種日、マルチ設置日、収穫日等） <早晩品種の組み合わせ栽培の取組> ② 新たに播種する飼料作物種・品種の確認できる資料（カタログ、納品書等） ③ 組み合わせる飼料作物種・品種の確認できる資料 <マルチ栽培の取組> ②マルチ等の納品書等
マメ科等の混播・追播の導入	①作業日誌、写真等（播種日、収穫日等） ②マメ科牧草の種類・品種が確認できる資料（カタログ、納品書等）
二毛作・二期作の導入	①作業日誌、写真等（播種日、収穫日等） ②飼料作物の種類・品種が確認できる資料（カタログ、納品書等）
良質な二番草・三番草の生産	①作業日誌、写真等（施肥日、収穫日等） ②収穫が確認できる資料（例：ロール数、体積、トン等）
適切な草地更新による地力の改善	①作業日誌、写真等（草地更新作業日等） ②耕種農家の耕地交換をした場合は、その証拠書類
集約放牧による牧草の生産性向上	①作業日誌、写真等（播種日、施肥日等） ②放牧記録
飼料の有機栽培	①作業日誌、写真等（有機栽培計画の内容） ②みどり認定の関係書類

計画2年目以降も取組実施の記録・資料（作業日誌、写真（収穫日等））を保管する必要があります



他の補助事業と併用する場合の 注意事項

本事業に参加する酪農・肉用牛経営者等が、重複して申請することができない補助事業や直接支払制度があります。以下の注意事項を確認するとともに、各事業及び直接支払制度の条件を確認してください。

(1) 支援目的・対象が重複するもの		
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金 ・環境保全型農業直接支払交付金 	×	<p><u>本事業の交付対象とはなりません。</u>(耕種農家等との契約栽培地において、耕種農家等が別の補助事業等の支援を受け取る場合を含む)。</p> <p>ただし、本事業の参加要件である「牛1頭当たりの飼料作物作付地(北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上)」の計算(p3参照)には、これらの交付金の対象となっている面積を含めて構いません。</p>
(2) 支援対象となる取組の一部が重複するもの		
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化農地整備事業のうち草地畜産基盤整備事業 	△	<p>飼料作物作付地において、別の補助事業等により草地整備等を実施する場合、草地整備等の対象となる飼料作物作付地においては、本事業の「草地更新による地力の改善」の取組を実施することはできません。</p>
(3) 支援目的・対象が異なるもの		
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度 ・多面的機能支払交付金 	○	<p>本事業とは支援目的・対象が異なる事業等の支援(例:農用地の維持・管理等への支援)を受ける場合、本事業と両方の支援を受けることが可能です。</p>

問い合わせ先

農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課
畜産経営安定対策室

03-3502-8111 (代表)

地方農政局等

北海道農政事務所

生産支援課 酪農・畜産グループ 011-350-7656

東北農政局 生産部 畜産課 022-221-6198

関東農政局 // 048-740-5266

北陸農政局 // 076-232-4317

東海農政局 // 052-223-4625

近畿農政局 // 075-414-9022

中国四国農政局 // 086-224-9412

九州農政局 // 096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部
生産振興課 畜産振興室 098-866-1653

都道府県

地方農政局等にお問い合わせください

農林水産省

キーワードから探す

エサ活

検索

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/esa_katu/esa_katu.html

